

矢板市政策研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方分権の進展による地方自治体の役割の拡大、少子高齢・人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化等、市を取り巻く環境の変化などの政策課題への対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市の政策及び施策について、総合的に調査研究するために、矢板市政策研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 研究会議は、次に掲げる事項について調査研究し、市長に提言する。

- (1) 市の政策及び施策に関すること。
- (2) 市の重要な政策課題に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成委員)

第4条 研究会議は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補充となった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(助言者)

第6条 市長は、研究会議の運営の円滑化を図るため、識見を有する者を助言者として委嘱することができる。

2 助言者は、研究会議の会議に出席し意見を述べ、会議の運営に必要な事項の調整等を行うものとする。

(会長等)

第7条 研究会議に、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会長は、会議において調査研究した事項を、市長に提言するものとする。

(政策課題の研究)

第9条 市長は、必要と認めるときは、研究会議において調査研究がされている政策課題等について、矢板市政策課題庁内研究プロジェクトチームに研究をさせることができる。

(庶務)

第10条 研究会議の庶務は、総合政策課秘書政策班において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。